

元 建 築 第 702 号
令和元年 6 月 27 日

建築関係団体の長 様

建設交通部長

建築基準法施行細則の一部改正について

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）が施行されたことに伴い、建築基準法施行細則の一部を改正しましたので、通知します。

記

1 改正の理由・内容
別添京都府公報のとおり

2 施行日
令和元年 6 月 26 日

3 改正周知ホームページ
<http://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/saisokukaisei.html>

建築基準担当 TEL 8-700-5348

京都府

[ホーム](#) > [産業・しごと](#) > [土木建築・基盤整備](#) > [京都府の建築と指導](#) > [建築基準法施行細則の一部を改正しました\(令和元年6月26日公布\)](#)

ツイート

いいね! 0

建築基準法施行細則の一部を改正しました(令和元年6月26日公布)

1 改正の理由

建築基準法(以下「法」という。)及び建築基準法施行令(以下「政令」という。)一部改正(令和元年6月25日施行)に伴い、建築基準法施行細則の一部を改正する必要があるため。

2 改正の内容

(1) 法に基づく確認申請等の事務で細則で定める手数料を改正することとする。

ア 建築確認及び完了検査の申請手数料(別表第2第1項及び第3項)

既存の建築物を増築して既存の建築物と増築する部分が一の建築物となる場合、増築する部分の床面積に加えて既存の建築物の床面積の2分の1を建築確認及び完了検査の申請手数料^{※1}算定の対象とする。(※1:手数料については、[建築確認・検査の申請手数料一覧](#)を参照)

イ 法第42条第1項第5号の規定による道の位置の指定申請^{※2}手数料(別表第3第1の2項)

指定申請手数料(50,000円)を定めることとする。(※2:指定申請に当たっては、[道路位置指定申請\(建築基準法第42条第1項第5号について\)](#)を参照)

(2) 法改正により創設された許認可制度について、手数料、申請書及び添付図書を定めることとする。(第3条、第3条の2及び別表第3)

(3) 建築確認申請等の手数料減免の手続きに必要な申請書について、提出を要しないこととする。(第7条関係)

(4) その他所要の規定整備を行うこととする。(法又は政令の条項移動に伴うもの)

3 施行期日

令和元年6月26日

[建築基準法施行細則新旧対照表\(令和元年6月26日公布\)\(PDF:279KB\)](#)

過去の改正

- 建築基準法施行細則の一部を改正しました(平成30年10月1日公布)
- 建築基準法施行細則の一部を改正しました(平成30年3月26日公布)
- 建築基準法施行細則の一部を改正しました(平成27年5月29日公布)

お問い合わせ

建設交通部建築指導課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話番号:075-414-5348
ファックス:075-451-1991
kenchiku@pref.kyoto.lg.jp

Copyright © Kyoto Prefecture. All Rights Reserved.

京都府公報

号外 第4号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8018 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ		
○京都府営自転車競走実施規則及び京都府営自転車競走競技規則の一部を改正する規則 (総務調整課)	1	○京都府広域振興局長等に権限を委任する規則及び建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課)	2

規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

京都府営自転車競走実施規則及び京都府営自転車競走競技規則の一部を改正する規則

京都府広域振興局長等に権限を委任する規則及び建築基準法施行細則の一部を改正する規則

令和元年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第2号

京都府営自転車競走実施規則及び京都府営自転車競走競技規則の一部を改正する規則

(京都府営自転車競走実施規則の一部改正)

第1条 京都府営自転車競走実施規則(昭和38年京都府規則第10号)の一部を次のように改正する。

第31条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中「先頭固定競走」を「先頭固定競走(インターナショナル)」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(2) 先頭固定競走(オリジナル)

第59条の前に見出しとして「(制裁)」を付し、同条第3号中「競技規則」の右に「第38条、第40条、」を、「第45条」の右に「(競技規則第41条において読み替えて準用する場合を含む。)」を、「第46条」の右に「(競技規則第41条において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第44条の2」の右に「(競技規則第41条において準用する場合を含む。)」を加える。

(京都府営自転車競走競技規則の一部改正)

第2条 京都府営自転車競走競技規則(昭和38年京都府規則第11号)の一部を次のように改正する。

目次中「から第6章まで」を「及び第5章」に、「第7章 先頭固定競走(第42条—第53条)」を「第6章 先頭固定競走(インターナショナル)(第7章 先頭固定競走(オリジナル)(第42条—第37条—第41条)」に、「失格等」を「失格」に改める。

第4章から第6章までを次のように改める。

第4章及び第5章 削除

第19条から第36条まで 削除

第6章 先頭固定競走(インターナショナル)(定義)

第37条 先頭固定競走(インターナショナル)は、先頭誘導選手(以下「先頭員」という。)を助走させた後に競走選手(先頭員以外の出走選手をいう。以下同じ。)を発走させ、先頭員に競走選手を最終周回前回の第2角から第3角までのバック・ストレッチの間(以下「退避区間」という。)まで誘導させる競走とする。

(先頭員の助走開始)

第38条 先頭員は、発走線から自転車の前輪前端までの距離が100メートル以上後方の位置(以下「助走開始位置」という。)につき、審判委員の指示に従い、助走を開始しなければならない。

(発走の合図)

第39条 審判委員は、発走位置についた選手に対し、呼笛により注意を喚起した後「用意」を発声し、次いで先頭員が発走線に到達すると同時に号砲により発走の合図をしなければならない。

(誘導の方法)

第40条 先頭員は、退避区間に到達するまで、原則として外帯線と内圏線の間を走行して、審判委員があらかじめ指示する走行方法により、競走選手を誘導しなければならない。ただし、誘導中に落車し、又は身体若しくは自転車の故障その他のやむを得ない

理由により誘導することができなくなつたときは、誘導を中止しなければならない。

(準用)

第41条 第5条、第7条から第18条まで、第43条、第44条の2から第46条まで、第48条から第50条まで並びに第51条の2第1項第2号及び第2項の規定は、先頭固定競走(インターナショナル)について準用する。この場合において、第45条第1号中「第44条第1項」とあるのは「第40条」と、「標識線」とあるのは「退避区間」と、同条第2号中「第44条第1項後段」とあるのは「第40条ただし書」と、同条第3号中「前条」とあるのは「第41条において準用する前条」と、第49条第1号中「第44条第1項後段」とあるのは「第40条ただし書」と、同条第2号中「第44条の2」とあるのは「第41条において準用する第44条の2」と、第51条の2第1項中「それぞれの発走位置に」とあるのは「発走位置及び助走開始位置にそれぞれ」と、「改めて」とあるのは「改めて先頭員を助走させた後に競走選手を」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第41条において準用する前項(第2号に係る部分に限る。)」と読み替えるものとする。

第7章の章名を次のように改める。

第7章 先頭固定競走(オリジナル)

第42条を次のように改める。

(定義)

第42条 先頭固定競走(オリジナル)は、先頭員を競走選手と同時に発走させ、先頭員に競走選手を第44条第1項に規定する標識線まで誘導させる競走とする。

第44条の2中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「後に、適正な走行により再び競走選手の先頭に出ることが困難と認められる」を削る。

第45条中「一に」を「いずれかに」に、「に入り」を「に入り、」に改める。

第47条中「の標識線」を「に入るホーム・ストレッチ・ライン」に改める。

第49条中「一に」を「いずれかに」に、「その」を「その」に改める。

第53条中「先頭固定競走」を「先頭固定競走(オリジナル)」に改める。

第59条第1項第2号中「規定()の右に「第41条、」を、「含む。)」の右に「並びに第47条の規定」を加え、同条第2項中「、第47条又は」を「及び」に、「規定」を「規定(第41条、第53条及び第58条において準用する場合を含む。)」に改め、同条第3項中「掲げる規定」の右に「(第41条、第53条及び第58条において準用する場合を含む。)」を加える。

第61条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「、又は」を「又は」に改め、同項第6号中「先頭固定競走」を「先頭固定競走(インターナショナル)及び先頭固定競走(オリジナル)」に、「、又は」を「又は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京都府規則第3号

京都府広域振興局長等に権限を委任する規則及び建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(京都府広域振興局長等に権限を委任する規則の一部改正)

第1条 京都府広域振興局長等に権限を委任する規則(昭和31年京都府規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第14項第32号アからカまでの規定中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同号中メをりとし、ムをラとし、ミをモとし、チからマまでをテからムまでとし、ムの次に次のように加える。

メ 法第87条の3第5項及び第6項の規定による建築物を興業場等として使用することの許可
第2条第14項第32号タ中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同号中タをツとし、ソをチとし、クからセまでをケからソまでとし、ソの次に次のように加える。

タ 法第48条第1項から第14項までの規定(これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)による用途地域等における建築の特例許可(法第48条第16項各号のいずれかに該当するものに限る。)

第2条第14項第32号中キの次に次のように加える。

ク 法第9条の4の規定による建築物又は敷地の維持保全に係る指導及び助言

(建築基準法施行細則の一部改正)

第2条 建築基準法施行細則(昭和36年京都府規則第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第53条第4項」の右に「若しくは第5項」を加え、「又は」を「、」に、「若しくは第85条第3項」を「、第85条第3項又は第87条の3第3項」に改め、同条第2項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に、「第1号若しくは第2号」を「各号のいずれかに」に、「又は」を「、」に改め、「第6項」の右に「又は第87条の3第5項若しくは第6項」を加え、同条第4項中「法第56条の2第1項ただし書」を「法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書(法第48条第16項各号のいずれかに該当する場合に限る。)

又は法第56条の2第1項ただし書」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定（法第48条第16項各号のいずれかに該当する場合に限る。）により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第4項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の8の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

第3条の2第10項中「又は第3項」を「若しくは第3項又は第87条の2第1項若しくは第2項において準用する法第86条の8第3項」に改める。

第5条第1項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

第7条第3項中「前2項」を「第1項第2号」に改め、「又は許可申請手数料等」を削り、「別記第13号様式による申請書を所長に提出しなければならない。この場合において、減免を受けようとする理由が、第1項第2号に該当するときは、」を削る。

第9条中「別記第14号様式」を「別記第13号様式」に改める。

第11条第1項第1号中「第112条第9項」を「第112条第10項」に改める。

第15条中「別記第15号様式」を「別記第14号様式」に改める。

第17条第1項中「別記第16号様式」を「別記第15号様式」に改める。

第18条第1項中「別記第17号様式」を「別記第16号様式」に改める。

別表第2の1の項の(1)のアの(ア)中「床面積」の右に「(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)」を加え、同表の3の項の(1)の(ア)中「床面積」の右に「(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)」を加える。

別表第3の1の項中「87条の2」を「87条の4」に改め、同表中1の2の項を1の3の項とし、1の項の次に次のように加える。

1の2	法第42条第1項第5号の規定による道の位置の指定の申請に対する審査	道の位置の指定申請手数料	1件につき 50,000円
-----	-----------------------------------	--------------	------------------

別表第3の7の項中

7	法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対する審査	用途地域等における建築等許可申請手数料	1件につき 180,000円
---	--	---------------------	-------------------

を

7	法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対する審査	用途地域等における建築等許可申請手数料	1件につき 180,000円
	(1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合		1件につき 120,000円
	(2) 法第48条第16項第1号の規定による特例許可を受けた建築物の増築等をする場合		1件につき 160,000円
	(3) 法第48条第16項第2号の規定による日常生活に必要な政令で定める建築物に、住居の環境の悪化を防止するための国土交通省令で定める措置を講じる場合		

に改める。

別表第3の9の2の項中「第53条第4項」の右に「又は第5項」を加え、同表の10の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表の18の2の項中「第67条の2第3項第2号」を「第66条第3項第2号」に改め、同表の18の3の項中「第67条の2第9項第2号」を「第66条第9項第2号」に改め、同表の31の2の項及び31の3の項を次のように改める。

<p>31の2 法第86条の8第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事を行つて2以上の工事を行つて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの ア イに掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p>(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの ア イに掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p>(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの ア イに掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p>(4) 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの ア イに掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>	<p>既存の一の建築物について2以上の工事を行つて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請手数料</p>	<p>1件につき 9,000円 1件につき 18,000円</p> <p>1件につき 31,000円 1件につき 56,000円</p> <p>1件につき 38,000円 1件につき 65,000円</p> <p>1件につき 60,000円 1件につき 87,000円</p>	<p>(5) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p> <p>(6) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p> <p>(7) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p> <p>(8) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p> <p>(9) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</p> <p>(10) 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの</p>	<p>既存の一の建築物について2以上の工事を行つて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更申請手数料</p>	<p>1件につき 154,000円</p> <p>1件につき 210,000円</p> <p>1件につき 370,000円</p> <p>1件につき 499,000円</p> <p>1件につき 663,000円</p> <p>1件につき 1,082,000円</p>
<p>31の3 法第86条の8第3項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事を行つて2以上の工事を行つて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査</p> <p>(1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの ア イに掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p>(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの ア イに掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p>(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの ア イに掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>	<p>既存の一の建築物について2以上の工事を行つて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更申請手数料</p>	<p>1件につき 9,000円 1件につき 18,000円</p> <p>1件につき 31,000円 1件につき 56,000円</p>	<p>(1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの ア イに掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p>(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの ア イに掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p>(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p>	<p>既存の一の建築物について2以上の工事を行つて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更申請手数料</p>	<p>1件につき 9,000円 1件につき 18,000円</p> <p>1件につき 31,000円 1件につき 56,000円</p>

<p>ア イに掲げる場合 以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項 第1号から第3号 までに規定する基 準への適合性審査 を必要とする場合</p> <p>(4) 当該申請に係る床 面積が200平方メー トルを超え、500平 方メートル以内のも の</p> <p>ア イに掲げる場合 以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項 第1号から第3号 までに規定する基 準への適合性審査 を必要とする場合</p> <p>(5) 当該申請に係る床 面積が500平方メー トルを超え、1,000 平方メートル以内の もの</p> <p>(6) 当該申請に係る 床面積が1,000平方 メートルを超え、 2,000平方メートル 以内のもの</p> <p>(7) 当該申請に係る 床面積が2,000平方 メートルを超え、 5,000平方メートル 以内のもの</p> <p>(8) 当該申請に係る 床面積が5,000平方 メートルを超え、 1万平方メートル以 内のもの</p> <p>(9) 当該申請に係る床 面積が1万平方メー トルを超え、5万平 方メートル以内のも の</p> <p>(10) 当該申請に係る床 面積が5万平方メー トルを超えるもの</p>	<p>1 件につき 38,000円</p> <p>1 件につき 65,000円</p> <p>1 件につき 60,000円</p> <p>1 件につき 87,000円</p> <p>1 件につき 154,000円</p> <p>1 件につき 210,000円</p> <p>1 件につき 370,000円</p> <p>1 件につき 499,000円</p> <p>1 件につき 663,000円</p> <p>1 件につき 1,082,000円</p>			<p>(1) 当該申請に係る床 面積が30平方メー トル以内のもの</p> <p>ア イに掲げる場合 以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項 第1号から第3号 までに規定する基 準への適合性審査 を必要とする場合</p> <p>(2) 当該申請に係る床 面積が30平方メー トルを超え、100平方 メートル以内のもの</p> <p>ア イに掲げる場合 以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項 第1号から第3号 までに規定する基 準への適合性審査 を必要とする場合</p> <p>(3) 当該申請に係る床 面積が100平方メー トルを超え、200平 方メートル以内のも の</p> <p>ア イに掲げる場合 以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項 第1号から第3号 までに規定する基 準への適合性審査 を必要とする場合</p> <p>(4) 当該申請に係る床 面積が200平方メー トルを超え、500平 方メートル以内のも の</p> <p>ア イに掲げる場合 以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項 第1号から第3号 までに規定する基 準への適合性審査 を必要とする場合</p> <p>(5) 当該申請に係る床 面積が500平方メー トルを超え、1,000 平方メートル以内の もの</p> <p>(6) 当該申請に係る 床面積が1,000平方 メートルを超え、 2,000平方メートル 以内のもの</p> <p>(7) 当該申請に係る 床面積が2,000平方 メートルを超え、 5,000平方メートル 以内のもの</p>	<p>1 件につき 9,000円</p> <p>1 件につき 18,000円</p> <p>1 件につき 31,000円</p> <p>1 件につき 56,000円</p> <p>1 件につき 38,000円</p> <p>1 件につき 65,000円</p> <p>1 件につき 60,000円</p> <p>1 件につき 87,000円</p> <p>1 件につき 154,000円</p> <p>1 件につき 210,000円</p> <p>1 件につき 370,000円</p>	
<p>別表第3の31の3の項の次に次のように加える。</p>						
<p>31の4 法第87条の2第 1項の規定による既存 の一の建築物について 2以上の工事に分けて 用途の変更に伴う工事 を行う場合の制限の緩 和に係る認定の申請に 対する審査</p>	<p>既存の一の建築物 について2以上の 工事に分けて用途 の変更に伴う工事 を行う場合の制限 の緩和に係る認定 申請手数料</p>				<p>1 件につき 370,000円</p>	

<p>(8) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p> <p>(9) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</p> <p>(10) 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの</p>		<p>1 件につき 499,000円</p> <p>1 件につき 663,000円</p> <p>1 件につき 1,082,000円</p>		<p>ア イに掲げる場合以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p>(5) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p> <p>(6) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p> <p>(7) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p> <p>(8) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p> <p>(9) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</p> <p>(10) 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの</p>		<p>1 件につき 60,000円</p> <p>1 件につき 87,000円</p> <p>1 件につき 154,000円</p> <p>1 件につき 210,000円</p> <p>1 件につき 370,000円</p> <p>1 件につき 499,000円</p> <p>1 件につき 663,000円</p> <p>1 件につき 1,082,000円</p>
<p>31の5 法第87条の2第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事を行つて用途の変更を伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査</p> <p>(1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p>(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p>(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p>(4) 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p>	<p>既存の一の建築物について2以上の工事を行つて用途の変更を伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査</p>	<p>1 件につき 9,000円</p> <p>1 件につき 18,000円</p> <p>1 件につき 31,000円</p> <p>1 件につき 56,000円</p> <p>1 件につき 38,000円</p> <p>1 件につき 65,000円</p>		<p>31の6 法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して興行場等と物の用途を変更して1年以内の期間を定め、興行場等として使用する許可申請手数料用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査</p> <p>(1) 使用する期間が3箇月以内の場合</p> <p>(2) その他の場合</p>	<p>建築物の用途を変更して興行場等と物の用途を変更して1年以内の期間を定め、興行場等として使用する許可申請手数料(使用期間1年以上)</p>	<p>1 件につき 60,000円</p> <p>1 件につき 120,000円</p>
				<p>31の7 法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して興行場等と物の用途を変更して1年を超えて、必要と認める期間を定めて興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の用途を変更して興行場等と物の用途を変更して1年を超えて、必要と認める期間を定めて興行場等として使用する許可申請手数料(使用期間1年起)</p>	<p>1 件につき 160,000円</p>

別表第 3 の 32、33、36 及び 37 の 項 中 「第 87 条 の 2」
を 「第 87 条 の 4」 に 改 め る。

別記第 13 号 様 式 を 削 り、別記第 14 号 様 式 から 別記第
17 号 様 式 ま で を 1 様 式 づ つ 繰 り 上 げ る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした第 2 条の規定による改正前
の建築基準法施行細則（以下「旧規則」という。）の
規定に基づく申請等の行為については、同条の規定に
よる改正後の建築基準法施行細則（以下「新規則」と
いう。）の相当規定に基づいてしたものとみなす。

3 旧規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の
間、新規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、
所要の調整をして使用することができる。